

宮崎県公報

平成24年2月6日(月曜日) 第 2359 号

発 行 崎

印 刷 宮崎市旭1丁目6番25号 小柳印刷株式会社

> 発 行 定 日 毎週月・木曜日 購読料(送料共) 1年 36,000円

次 目

頁

○土砂災害警戒区域の指定…………(砂防課) 1

○宮崎県証紙売りさばき人の変更の届出……(会計課) 3

公

○特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (蛞・鼬・敷鯵)	3
○土地改良区の設立認可申請の適当の決定 (農村整備課)	3
○土地改良区の役員の退任の届出(2件)・・・・・・ (″)	3
○建設業法に基づく建設業者の許可の取消し (管理課)	3
教育長訓令	

○宮崎県教職員住宅管理規程の一部を改正する訓

宮崎県告示第72号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法 律(平成12年法律第57号)第6条第1項の規定により、次のとおり 土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとす

平成24年2月6日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

市町村名	地	X	名	土砂災害警戒区域 の箇所(渓流)番号	土砂災害の発生 原因となる自然 現 象 の 種 類
日南市	平	山	上	I - 1 - 0219	急傾斜地の崩壊
	平	山	下	I - 1 - 0220	急傾斜地の崩壊
	園		田	I - 1 - 3113	急傾斜地の崩壊
	松	ケ	花	П — 1 —4407	急傾斜地の崩壊
	花		峯	I - 1 - 0221	急傾斜地の崩壊
	祇		園	I - 1 - 0222	急傾斜地の崩壊
	梅	ケ	浜	I - 1 - 0223	急傾斜地の崩壊
	梅	· 浜-	- 1	I - 1 - 3114	急傾斜地の崩壊
	大		節	I - 1 - 0224	急傾斜地の崩壊
	木		山	I - 1 - 0234	急傾斜地の崩壊
	鶴	ヶ峯昴	 下	I - 1 - 0235	急傾斜地の崩壊
1					

中平野四丁目	$\Pi - 1 - 4416$	急傾斜地の崩壊
油津	I - 1 - 0227	急傾斜地の崩壊
稲 荷	I - 1 - 0228	急傾斜地の崩壊
下 天 福	I - 1 - 0229	急傾斜地の崩壊
山田 — 3	II - 1 - 4429	急傾斜地の崩壊
鶴ヶ峯	I - 1 - 0233	急傾斜地の崩壊
中 平 野	I - 1 - 0236	急傾斜地の崩壊
海 田	I - 1 - 0237	急傾斜地の崩壊
海田-1	I - 1 - 3097	急傾斜地の崩壊
海田 - 2	II - 1 - 4424	急傾斜地の崩壊
中平野-1	II - 1 - 4425	急傾斜地の崩壊
山田-1	II - 1 - 4426	急傾斜地の崩壊
山田 — 2	II - 1 - 4427	急傾斜地の崩壊
中平野三丁目	II — 1 —4428	急傾斜地の崩壊
山田-1- 新①	Ⅱ-1-4426-新①	急傾斜地の崩壊
山の田谷川	02- 204-1- 017	土 石 流
桜ヶ丘谷川 (1)	02 - 204 - 1 - 018	土 石 流

桜ヶ丘谷川 (2)	02- 204-1- 019	土	石	流
上町沢川	02 - 204 - 1 - 020	土	石	流
中平野川	02 - 204 - 1 - 021	土	石	流
中平野沢川	02 - 204 - 1 - 022	土	石	流
尾山谷川(1)	02- 204-1- 023	土	石	流
尾山谷川(2)	02- 204-1- 024	土	石	流
桜ヶ丘谷川 (3)	02- 204-1- 048	土	石	流
谷 郷	02- 204-1- 049	土	石	流
尾山谷川(3)	02- 204-1- 050	土	石	流
神田三谷川 -新①	02- 204-3- 013 -新①	土	石	流

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及 び日南土木事務所に備えおいて縦覧に供する。)

宮崎県告示第73号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法 律(平成12年法律第57号)第8条第1項の規定により、次のとおり 土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必 要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

平成24年2月6日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

市町村名	地	X	名	土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域 の箇所(渓流)番号	
日南市	平	山	上	I — 1 — 0219	急傾斜地の崩壊
	平	山	下	I - 1 - 0220	急傾斜地の崩壊
	園		田	I — 1 —3113	急傾斜地の崩壊
	松	ケ	花	II - 1 - 4407	急傾斜地の崩壊
	花		峯	I - 1 - 0221	急傾斜地の崩壊
	祇		園	I - 1 - 0222	急傾斜地の崩壊

垰	公	羊区						
梅	ヶ浜	I	- 1	-022	3	急傾	斜地の	崩壊
梅ヶ	r 浜- 1	I	- 1	-311	4	急傾	斜地の	崩壊
大	節	Ι	- 1	-022	4	急傾	斜地の	崩壊
木	Щ	I	- 1	-023	4	急傾	斜地の	崩壊
鶴ヶ	~ 峯影平	Ι	- 1	- 023	5	急傾	斜地の	崩壊
中国目	P野四丁	П	- 1	-441	6	急傾	斜地の	崩壊
油	津	Ι	- 1	-022	7	急傾	斜地の	崩壊
稲	荷	I	- 1	-022	8	急傾	斜地の	崩壊
下	天 福	Ι	- 1	-022	9	急傾	斜地の	崩壊
Щ	⊞ — 3	П	- 1	-442	9	急傾	斜地の	崩壊
鶴	ヶ峯	Ι	- 1	-023	3	急傾	斜地の	崩壊
中	平 野	Ι	- 1	-023	6	急傾	斜地の	崩壊
海	田	Ι	- 1	-023	7	急傾	斜地の	崩壊
海日	⊞ — 1	Ι	- 1	-309	7	急傾	斜地の	崩壊
海日	⊞ - 2	П	- 1	-442	4	急傾	斜地の	崩壊
中平	平野-1	П	- 1	-442	5	急傾	斜地の	崩壊
ЩE	⊞ - 1	П	- 1	-442	6	急傾	斜地の	崩壊
Щ	⊞ — 2	П	- 1	-442	7	急傾	斜地の	崩壊
中国目	平野三丁	П	- 1	-442	8	急傾	斜地の	崩壊
山B 新①	H — 1 —	$\Pi - 1$	1 -4	426-	新①	急傾	斜地の	崩壊
上	町沢川	02-	204-	- 1 -	020	土	石	流
尾山 1)	山谷川(02-	204-	- 1 -	023	土	石	流
桜ヶ(音	,丘谷川 3)	02-	204-	- 1 —	048	土	石	流
谷	郷	02-	204-	- 1 -	049	土	石	流
尾山	山谷川(02-	204-	1 -	050	土	石	流

3)

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び日南土木事務所に備えおいて縦覧に供する。)

宮崎県告示第74号

宮崎県収入証紙条例施行規則(昭和39年宮崎県規則第11号)第11 条第5項の規定により、収入証紙売りさばき人から次のとおり変更 の届出があった。

平成24年2月6日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

変	更 前	変り	更 後	変更
売りさばき	売りさばき	売りさばき	売りさばき	
をする場所	人の名称	をする場所	人の名称	年月日
宮崎市阿波 岐原町前浜 4276-5 宮崎運転免 許センター 内 宮崎市阿波 岐原町前浜	財団法人宮崎県交通安全協会	宮崎市阿波 岐原町前浜 4276-5 宮崎県総合 自動車運転 免許センタ -内	財団法人宮崎県交通安全協会	平成24年 1月4日
4276-5 宮崎県自動				
車運転免許				
試験場内				

公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規 定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった。

平成24年2月6日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

申記年月日		名	称	代表者	者の氏名	主たる事 務所の所 在地	定款に記載され た目的
平点 24 ⁴ 1 月 20 日	手手	特定ま		ЛПП	道子	宮崎県日 向市大字 富高6283 番地 6	この法人は、 地域に対して、 学習活動や啓発 活動に関する事 業を通じ、社会 参加および地域 住民の連繋を推 進することによ

って、多くの方 々の自立した生 活等に寄与する ことを目的とす る。

土地改良法(昭和24年法律第 195号)第8条第1項の規定により 、畝倉土地改良区(えびの市)の設立認可の申請を適当と決定した

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成24年2月6日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 縦覧に供する書類

決定に係る土地改良事業計画書及び定款の写し

2 縦覧期間

平成24年2月6日から平成24年3月5日まで

3 縦覧場所

えびの市役所畜産農林課内

土地改良法(昭和24年法律第 195号)第18条第16項の規定により、岡富土地改良区(延岡市)の役員の退任について次のとおり届出があった。

平成24年2月6日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 退任した役員

役	名 氏 名		名		住	所	
理	事	矢	野	久	勝	延岡市日の出町1	丁目9番地5

土地改良法(昭和24年法律第 195号)第18条第16項の規定により、 、漆野原土地改良区(小林市)の役員の退任について次のとおり届 出があった。

平成24年2月6日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 退任した役員

	役名	7	氏		名 住 萨		所	
Į	理	事	松	元	文	行	小林市野尻町大字	紙屋 967

建設業法(昭和24年法律第 100号)第29条第1項の規定により、 建設業者許可を次のとおり取り消した。

平成24年2月6日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

	処分を受けた建	設業者			処分の内容	処分の原因と	処分をした年月日
許可番号	商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業 所の所在地		取り消した業種	なった事実	延月を じた 千月日
宮崎県知事許可(特-19)第770号	(制綾川建設	竹内 政文	宮崎県東諸 県郡綾町大	1	造園工事業	平成23年12月 12日付けで廃	平成23年12月12日 (一部廃業)

宮崎県公報

				字南俣 788			業した旨の届	
宮崎県知事許可(般-23)第1970号	若松建設(株)	渡邉	和子	宮崎県日南 市大字益安 670-1	一般	建築工事業	平成23年12月 1日〃	平成23年12月1日 (一部廃業)
宮崎県知事許可(般-22)第7925号	㈱うちの	内野	勝利	宮崎県都城 市早鈴町18 66	一般	大工工事業	平成23年12月 27日〃	平成23年12月27日(一部廃業)
宮崎県知事許可(般-19)第897号	宮元建設術	宮元	正造	宮崎県日南 市大字殿所 458	一般	とび・土工工事業、管 工事業、ほ装工事業、 造園工事業、水道施設 工事業	平成23年12月 2日 "	平成23年12月2日 (全廃業)
宮崎県知事許可(特-19)第897号	宮元建設領	宮元	正造	宮崎県日南 市大字殿所 458	特定	土木工事業	平成23年12月 2日 "	平成23年12月2日 (全廃業)
宮崎県知事許可(般-18)第7431号	㈱白川鐵工建 設	白川	住行	宮崎県都城 市高崎町縄 瀬3549	一般	土木工事業、建築工事 業、とび・土工工事業 、管工事業、鋼構造物 工事業、ほ装工事業	平成23年12月 22日 "	平成23年12月22日 (全廃業)
宮崎県知事許可(般-19)第9948号	テラダホーム	寺田	佑一	宮崎県都城 市都原町74 17-4	一般	建築工事業	平成23年12月 16日〃	平成23年12月16日 (全廃業)
宮崎県知事許可(般-19)第10766号	㈱宮崎芝園	松尾	太陽	宮崎県宮崎 市大字小松 字ロノ坪28 92-1	一般	土木工事業、とび・土 工工事業、石工事業、 鋼構造物工事業、ほ装 工事業、しゅんせつ工 事業、造園工事業、水 道施設工事業	平成23年12月 19日 "	平成23年12月19日 (全廃業)

教育長訓令

宮崎県教職員住宅管理規程の一部を改正する訓令をここに公表する。 平成24年2月6日

宮崎県教育委員会教育長 渡 辺 義 人

宮崎県教育委員会教育長訓令第1号

本 庁 各出先機関 各教育機関

宮崎県教職員住宅管理規程の一部を改正する訓令

宮崎県教職員住宅管理規程(平成10年宮崎県教育委員会教育長訓令第2号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

21 11 21 11 11 11 12 12 11 11 11 11 11 1	
改正前	改正後
(定義)	(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それ│第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それ ぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) [略]

(2) 教職員住宅 校長住宅、所長公舎及び一般教職員住宅で県 有財産に属する建物又は県が借り受けた建物で、教職員の居住 の用に供する目的をもって設置する家屋及び家屋の部分並びに これらに附帯する工作物その他の施設をいい、これらの用に供 する土地を含むものとする。

(管理者)

第3条 教職員住宅の管理者(以下「管理者」という。)は、校長│第3条 教職員住宅の管理者(以下「管理者」という。)は、校長 住宅にあっては当該学校の校長、所長公舎にあっては当該教育事 <u>務所の所長</u>、一般教職員住宅にあっては別表の左欄に掲げる区分 に応じ、同表の右欄に掲げる者とする。

(所長公舎)

ぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) [略]

(2) 教職員住宅 校長住宅及び一般教職員住宅で県有財産に属 する建物又は県が借り受けた建物で、教職員の居住の用に供す る目的をもって設置する家屋及び家屋の部分並びにこれらに附 帯する工作物その他の施設をいい、これらの用に供する土地を 含むものとする。

(管理者)

住宅にあっては当該学校の校長、一般教職員住宅にあっては別表 の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる者とする。

第5条 所長公舎は、当該教育事務所の所長に有料で貸与する。た だし、所長がやむを得ない理由により貸与を受けなかった場合は 、当該教育事務所の教職員に有料で貸与することができる。

(一般教職員住宅)

長住宅及び所長公舎の貸与を受ける教職員以外の教職員に有料で 貸与する。ただし、教育長が特に必要と認める場合は、この限り でない。

第7条 [略]

(入居の申請)

第8条 校長住宅又は所長公舎に入居しようとする者は、教職員住 宅入居申請書(別記様式第1号)を管理者に提出しなければなら ない。

2 • 3 [略]

第9条~第11条 [略]

(入居承認の取消し)

第12条 管理者は、入居者が次の各号のいずれかに該当する場合に は、第9条の規定による決定に係る入居の承認(以下「入居承認 」という。)を取り消すことができる。

(1) • (2) 「略]

(教職員住宅の貸付料)

<u>第13条</u> 教職員住宅の貸付料(以下「住宅の貸付料」という。)は「<u>第12条</u> 教職員住宅の貸付料(以下「住宅の貸付料」という。)は 、第10条に規定する入居可能日から教職員住宅を退去した日(明 渡しの請求があったときは、明け渡した日)まで徴収する。

2 • 3 「略]

第14条~第16条 [略]

(教職員住宅の明渡し)

第17条 入居者が第12条の規定により入居承認を取り消された場合 又は次の各号のいずれかに該当するに至った場合は、当該入居者 (入居者が第2号の規定に該当するに至った場合は、その該当す ることとなったときにおいて、当該入居者と同居していた者。以 下「同居者」という。)は、20日以内に教職員住宅を明け渡さな ければならない。ただし、20日以内に明け渡すことができないと きは、遅滞なく管理者に明渡し猶予の申請をしなければならない 。この場合において、管理者はその理由がやむを得ないものと認 めたときは、6月の範囲内で明渡しの日を指定して、これを承認 することができる。

(1)・(2) [略]

(3) 第7条に規定する入居者の資格を失ったとき。

(4)~(7) [略]

2~4 「略]

第18条~第24条 [略]

(駐車場の貸付料の徴収)

第25条 第14条の規定は、駐車場の貸付料の徴収について準用する

(駐車場の使用者等の変更)

第26条 駐車場の使用者は、第23条の駐車場使用承認通知書に記載 された使用者又は自動車を変更しようとするときは、駐車場使用 変更届(別記様式第7号)を管理者に提出しなければならない。

<u>第27条</u> [略]

(駐車場の明渡し)

第28条 駐車場の使用者が第17条第1項各号に掲げる場合又は次の 各号のいずれかに該当するに至った場合は、当該使用者は、20日 以内に駐車場を明け渡さなければならない。ただし、20日以内に

(一般教職員住宅)

<u>第6条</u> 一般教職員住宅(単身用住宅を含む。以下同じ。)は、校 | <u>第5条</u> 一般教職員住宅(単身用住宅を含む。以下同じ。)は、校 長住宅の貸与を受ける教職員以外の教職員に有料で貸与する。た だし、教育長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

第6条 [略]

(入民の由請)

第7条 校長住宅に入居しようとする者は、教職員住宅入居申請書 (別記様式第1号)を管理者に提出しなければならない。

2 • 3 「略]

第8条~第10条 [略]

(入居承認の取消し)

第11条 管理者は、入居者が次の各号のいずれかに該当する場合に は、第8条の規定による決定に係る入居の承認(以下「入居承認 」という。)を取り消すことができる。

(1)・(2) 「略]

(教職員住宅の貸付料)

、第9条に規定する入居可能日から教職員住宅を退去した日(明 渡しの請求があったときは、明け渡した日)まで徴収する。

2 • 3 「略]

第13条~第15条 [略]

(教職員住宅の明渡し)

第16条 入居者が第11条の規定により入居承認を取り消された場合 又は次の各号のいずれかに該当するに至った場合は、当該入居者 (入居者が第2号の規定に該当するに至った場合は、その該当す ることとなったときにおいて、当該入居者と同居していた者。以 下「同居者」という。)は、20日以内に教職員住宅を明け渡さな ければならない。ただし、20日以内に明け渡すことができないと きは、遅滞なく管理者に明渡し猶予の申請をしなければならない 。この場合において、管理者はその理由がやむを得ないものと認 めたときは、6月の範囲内で明渡しの日を指定して、これを承認 することができる。

(1)・(2) [略]

(3) 第6条に規定する入居者の資格を失ったとき。

(4)~(7) [略]

2~4 「略]

第17条~第23条 [略]

(駐車場の貸付料の徴収)

第24条 第13条の規定は、駐車場の貸付料の徴収について準用する

(駐車場の使用者等の変更)

第25条 駐車場の使用者は、第22条の駐車場使用承認通知書に記載 された使用者又は自動車を変更しようとするときは、駐車場使用 変更届(別記様式第7号)を管理者に提出しなければならない。

第26条 [略]

(駐車場の明渡し)

第27条 駐車場の使用者が第16条第1項各号に掲げる場合又は次の 各号のいずれかに該当するに至った場合は、当該使用者は、20日 以内に駐車場を明け渡さなければならない。ただし、20日以内に

宮崎県公報

駐車場を明け渡すことができないときは、遅滞なく管理者に明渡 し猶予の申請をしなければならない。この場合において、管理者 はその理由がやむを得ないものと認めたときは、6月の範囲内で 明渡しの日を指定して、これを承認することができる。

(1)・(2) [略]

2~5 [略]

第29条 [略]

(駐車場の損害賠償等)

 第30条
 第19条
 の規定は、駐車場の損害賠償等について準用する。

 2
 [略]

第31条 [略]

別表(第3条関係)

7137 (7170	N IN IN I						
名	称	所	在	地	管	理	者
[略]							
折田教職	哉員住宅	[略]		[略]	
西弁分割	牧職員住	日南市	大字西	i弁分	県立日	南振徳	高等学
宝					校長		
山川教耶	哉員住宅	[略]		[略]	
中村教職	哉員住宅	日南市	南郷町	中村	県立日	南振徳	高等学
					校長		
[略]							
古川教職	哉員住宅	[略]		県立延	岡わか	あゆ支
					援学校	長	
[略]							
土々呂孝	牧職員住	[略]		県立延	岡とと	ろ聴覚
宅					支援学	校長	
[略]							

別記

様式第1号(<u>第8条</u>関係)

[略]

宮崎県教職員住宅管理規程<u>第8条</u>の規定により、教職員住宅への入居を申請します。

[略]

[略]

様式第2号(第10条関係)

[略]

[略]

宮崎県教職員住宅管理規程<u>第10条</u>の規定により、上記教職 員住宅への入居を承認したので通知します。

年 月 日

管理者

「略

様式第3号(第11条関係)

[略]

様式第4号(第18条関係)

[略

宮崎県教職員住宅管理規程<u>第18条</u>の規定により、教職員住宅を 退去するので届け出ます。

[略]

 種
 別
 校長住宅
 ・ 所長公舎
 ・ 一般教職員住宅

様式第5号(第21条関係)

[略]

宮崎県教職員住宅管理規程第21条の規定により、駐車場の使用

駐車場を明け渡すことができないときは、遅滞なく管理者に明渡 し猶予の申請をしなければならない。この場合において、管理者 はその理由がやむを得ないものと認めたときは、6月の範囲内で 明渡しの日を指定して、これを承認することができる。

(1)・(2) [略]

2~5 [略]

第28条 [略]

(駐車場の損害賠償等)

第29条 第18条の規定は、駐車場の損害賠償等について準用する。 2 [略]

第30条 [略]

別表(第3条関係)

n.1	1 (1)0;							
	名	称	所	在	地	管	理	者
	[略]							
	折田教職	貴住宅	[略]			[略]	
	山川教職	貴住宅	[略]			[略		
	「略]							
	古川教職	貴住宅	[略]			県立延	岡しろ	<u>やま支</u>
						援学校	<u>長</u>	
	[略]							
	土々呂教	以職員住	[略]			県立延	岡青朋	高等学
	宅					校長		
	[略]							

別記

様式第1号(<u>第7条</u>関係)

[略]

宮崎県教職員住宅管理規程<u>第7条</u>の規定により、教職員住宅への入居を申請します。

[略]

[略]

様式第2号(第9条関係)

[略]

[略]

宮崎県教職員住宅管理規程<u>第9条</u>の規定により、上記教職 員住宅への入居を承認したので通知します。

年 月 日

□ 管理者

印

[略]

钔

様式第 3 号 (<u>第10条</u>関係)

[略]

様式第4号(第17条関係)

[略

宮崎県教職員住宅管理規程<u>第17条</u>の規定により、教職員住宅を 退去するので届け出ます。

[略]

 種
 別
 校長住宅
 • 一般教職員住宅

 [略]

様式第5号(第20条関係)

[略]

宮崎県教職員住宅管理規程第20条の規定により、駐車場の使用

名 · 明 · 宗 · 公	和
を申請します。	を申請します。
[略]	[略]
様式第 6 号 (<u>第23条</u> 関係)	様式第 6 号 (<u>第22条</u> 関係)
[晒	[昭各]
[略]	[略]
宮崎県教職員住宅管理規程 <u>第23条</u> の規定により、上記のと	のと 宮崎県教職員住宅管理規程 <u>第22条</u> の規定により、上記のと
おり駐車場の使用を承認したので通知します。	おり駐車場の使用を承認したので通知します。
年 月 日	年 月 日
管理者	① 管理者
[略]	[略]
様式第7号(<u>第26条</u> 関係)	様式第7号(<u>第25条</u> 関係)
[略]	[昭各]
宮崎県教職員住宅管理規程第26条の規定により、使用者・	・自動 宮崎県教職員住宅管理規程 <u>第25条</u> の規定により、使用者・自動
車を変更するので届け出ます。	車を変更するので届け出ます。
[昭]	[略]
様式第 8 号 (<u>第29条</u> 関係)	様式第 8 号 (<u>第28条</u> 関係)
[略]	[晒各]
宮崎県教職員住宅管理規程第29条の規定により、駐車場を記	を返還 宮崎県教職員住宅管理規程 <u>第28条</u> の規定により、駐車場を返過
するので届け出ます。	するので届け出ます。
[略]	[略]
様式第 9 号 (<u>第31条</u> 関係)	様式第 9 号(<u>第30条</u> 関係)
[略]	[晒各]
様式第10号(<u>第31条</u> 関係)	様式第10号(<u>第30条</u> 関係)
[略]	[昭各]
様式第11号(<u>第31条</u> 関係)	様式第11号(<u>第30条</u> 関係)
[略]	[昭各]
KA BII	

この訓令は、公表の日から施行する。ただし、別表の改正規定中土々呂教職員住宅に関する部分は平成24年3月1日から、古川教職員住 宅に関する部分は平成24年4月1日から施行する。

平成 24 年 2 月 6 日 (月曜日) 第 2359 号	宮	崎	県	公	報